

平成 29 年度第 3 回 習志野市健康なまちづくり審議会
受動喫煙防止条例に係る審議状況概要

■ 前回までの主な決定事項

1. 市内全域、場所に関わらず、受動喫煙防止の義務を課す
2. 公共の場所などでの喫煙を禁止する
3. 「上記 2」の違反者に対する罰則を設け、過料を徴する
4. 民有地の取り扱い等については、関係者ヒアリング実施後に検討する

■ 主な未決定事項

- 「上記 2」の対象範囲（例：公共の場所等、特定の場所）
- 「上記 2」の規制レベル（例：義務、努力義務）
- 「上記 3」の適用範囲（例：「義務」とした範囲、特定の場所）
- 「公共の場所」の定義
- 「民有地」（特に公共性の高い場所や、公共の場所に接する場所）の取り扱い